

(4) 道路占用工事の適切な実施について

1

道路占用工事の適切な実施について

ここでは、道路占用工事を適切に実施するために、遵守すべき関係法令や手続きの流れ、注意点等を説明します。

道路占用工事の適切な実施について

(1) 道路管理者

道路を管理する機関を道路管理者といい、
道路種別により管理者が異なる。

| 道路種別 | 道路管理者 |
|---------------|--------|
| ① 高速自動車国道 | 国土交通大臣 |
| ② 一般国道(指定区間内) | 国土交通大臣 |
| ③ 一般国道(指定区間外) | 都道府県知事 |
| ④ 都道府県道 | 都道府県知事 |
| ⑤ 市町村道 | 市町村長 |
| ⑥ 私道等 | 所有者等 |

2

(1) 道路管理者について

道路を管理する機関を道路管理者と言います。

道路法第3条に、道路の種別は表の①～⑤と定められており、他に私道等があります。

この道路の種別によって道路管理者は異なります。

道路種別、道路管理者を確認し、計画的に工事を行うようお願いします。

道路占用工事の適切な実施について

(2) 関係官公署への手続きについて(給水装置工事施行基準Ⅲ-3-1より抜粋)

- 道路掘削・占用工事を行う場合
道路管理者に、工事着手前に所定の手続きを行い、
道路占用許可を得る必要がある。
- 道路を使用する場合
所轄警察署長に、工事着手前に所定の手続きを行い、
道路使用許可を得る必要がある。

3

(2) 関係官公署への手続きについて

道路法第32条第1項に、工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならぬと定められています。

また、道路法第32条第2項に、前項の許可を受けようとする者は、申請書を道路管理者に提出しなければならぬと定められています。

そのため、道路掘削・占用工事を行う場合は、工事着手前に所定の手続きを行い、道路占用許可を得る必要があります。

道路交通法第77条第1項に、道路において工事若しくは作業をしようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人は、所轄警察署長の許可を受けなければならぬと定められています。

そのため、道路を使用する場合は、工事着手前に所定の手続きを行い、道路使用許可を得る必要があります。

これらの許可を得ずして道路占用工事を実施してしまうと、水道法第25条の11(研修資料「(1)指定給水装置工事事業者制度と各種届出事項について」のP6を参照)の指定の取り消しになります。

道路占用工事の適切な実施について

(3) 道路占用工事の手続きの流れについて

千葉県企業局が道路管理者へ占用の許可を申請する場合

| 指定給水装置工事事業者の業務 | 千葉県企業局の業務 |
|--------------------------------|--------------------------------|
| | ①占用許可の申請、許可書の受理 (道路管理者へ提出) |
| ②使用許可の申請、許可書の受理 (所轄警察署長へ提出) | |
| | ③該当する場合:工事着手届の提出 (道路管理者へ提出) |
| ④該当する場合:路上規制情報提供システムの入力 | |
| ⑤工事の施工 | ⑥竣工検査 |
| | ⑦工事完了の届を提出 (道路管理者へ提出) |

4

(3) 当局が道路管理者へ、占用の許可を申請する場合の手続きの流れについて

① 当局が、道路法第32条第2項に掲げる

- 1 道路の占用の目的
- 2 道路の占用の期間
- 3 道路の占用の場所
- 4 工作物、物件又は施設の構造
- 5 工事実施の方法
- 6 工事の時期
- 7 道路の復旧方法

を記載した申請書を道路管理者へ提出し、許可を受けます。

② 指定給水装置工事事業者が、道路交通法第77条に基づき、所轄警察署へ道路の使用の許可を申請し、許可を受けます。

③ 一般国道及び県道の場合は、工事施工前に当局が道路管理者へ工事着手届を提出します。

④ 関東地方整備局管内の直轄国道で実施する工事は、路上規制情報提供システムへ工事情報を入力します。

道路占用工事の適切な実施について

(3) 道路占用工事の手続きの流れについて

千葉県企業局が道路管理者へ占用の許可を申請する場合

| 指定給水装置工事事業者の業務 | 千葉県企業局の業務 |
|--------------------------------|--------------------------------|
| | ①占用許可の申請、許可書の受理 (道路管理者へ提出) |
| ②使用許可の申請、許可書の受理 (所轄警察署長へ提出) | |
| | ③該当する場合:工事着手届の提出 (道路管理者へ提出) |
| | ④該当する場合:路上規制情報提供システムの入力 |
| ⑤工事の施工 | ⑥竣工検査 |
| | ⑦工事完了の届を提出 (道路管理者へ提出) |

5

⑤指定給水装置工事事業者が工事を施工します。

一般国道及び県道で工事を施工する場合は、工事着手届が道路管理者に受理されてからでないと施工ができません。

なお、道路法第32条第3項に、同条第1項(道路の占用の許可)の規定による許可を受けた者は、第2項各号に掲げる事項を変更する場合においては、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならぬと定められています。

⑥当局が指定給水装置工事事業者立ち合いのもと、竣工検査を行います。

⑦道路管理者が定める規則等に基づき、工事完了の届を当局が提出します。

①～⑦が一連の流れになります。

指定給水装置工事事業者の皆様には、占用許可の申請、工事着手届や工事完了の届に必要な資料(現場写真等)の提供をお願いします。

特に、道路占用工事完了後に提出することとなる工事完了の届に必要な資料について、給水装置工事の検査後に提出されなかつたり、書類が不備なものが見受けられます。

なかには、当局からの再三の求めに対しても資料提出をされない指定給水装置工事事業者の方がいます。

この行為は、水道法第25条の11(研修資料「(1)指定給水装置工事事業者制度と各種届出事項について」のP6を参照)の指定の取り消しになることがあります。

道路占用工事の適切な実施について

(4) 道路占用工事の手続きの流れについて 指定給水装置工事事業者が道路管理者へ申請する場合

| 指定給水装置工事事業者の業務 | 千葉県企業局の業務 |
|--------------------------------|-----------|
| ①占用許可の申請、許可書の受理 (道路管理者へ提出) | |
| ②使用許可の申請、許可書の受理 (所轄警察署長へ提出) | |
| ③工事の施工 | |
| ④竣工検査 | |
| ⑤工事完了の届を提出 (道路管理者へ提出) | |

6

(4) 指定給水装置工事事業者が道路管理者へ、占用の許可を申請する場合の手 続きの流れについて

当局の給水区域内では、松戸市と浦安市が該当します。

手続き内容については、当局が道路管理者へ許可を申請する場合と同様です。
再度、関係規則等を確認いただき、遅滞なく業務を行うようお願いします。

道路占用工事の適切な実施について

(5) 給水管埋設深さについて (給水装置工事施行基準Ⅲ-2-8より抜粋)

給水管の埋設深さは下表を標準とするが、道路部分にあっては道路管理者の指示に従うものとする。

| 区分 | 埋設深さ |
|---|----------|
| 公道(公道と同等又は公道に準ずる利用形態が認められる私道を含む。)内 | 道路管理者の指示 |
| 私道(上記に規定する利用形態の私道を除く。)内 | 60cm以上 |
| 宅地内(ただし、量水器及びその前後の配管部分は、各口径ごとの設置基準による。) | 30cm以上 |

7

(5) 給水管の埋設深さについて

道路区分によって埋設深さが異なります。

公道部分にあっては、道路管理者の指示によるものとし、宅地内にあっては30cm以上となります。

道路占用工事の適切な実施について

(6) 工事記録写真について(給水装置工事施行指針V-4-2より抜粋)

工事記録写真は、各種工事の施工にあたり各工程の確認と工事完成後、外部から明視できない部分あるいは原形との比較検討などにより、完成検査における重要な資料となるものであり、その目的を明確にすること。

※工事内容・道路種別(道路管理者)によって必要となる工事記録写真の内容が異なるため、施工前に確認すること。

8

(6) 工事記録写真について

工事記録写真として確認する際、不明瞭なもの、工事写真撮影用黒板と工事内容が異なる写真等が散見されます。

工事の施工にあたり、何の作業なのか、目的を明確にし、鮮明な撮影を行うようにしてください。

また、工事内容や道路管理者によって、必要となる工事記録写真の内容が異なるため、施工前に確認し、確実に撮影するようしてください。

なお、工事記録写真が不備や不足している場合には、道路管理者から工事のやり直しを求められることがあります。

道路占用工事の適切な実施について

(7)工事完了後について

道路管理者が定める規則等に基づき、工事完了の届出に必要な資料を添付して道路管理者へ提出する。

※当局が道路管理者へ工事完了の届を提出する場合は、必要な資料を当局に提出してください。

9

(7)工事完了後について

工事完了後は必ず道路管理者が定める規則等に基づき、必要な資料を添付して道路管理者へ提出するようお願いします。

なお、当局が道路管理者へ工事完了の届を提出する場合は、必要な資料を当局に提出してください。

工事完了後から工事完了の届を提出するまでの期間について、道路管理者が定める規則や道路占用許可条件等を確認してください。

確認問題

給水管の埋設深さは下表のとおりである。

| 区分 | 埋設深さ |
|---|--------|
| 公道(公道と同等又は公道に準ずる利用形態が認められる私道を含む。)内 | 80cm以上 |
| 私道(上記に規定する利用形態の私道を除く。)内 | 60cm以上 |
| 宅地内(ただし、量水器及びその前後の配管部分は、各口径ごとの設置基準による。) | 30cm以上 |

10

確認問題です。

問題、給水管の埋設深さは下表のとおりである。

合っていれば○、間違っていれば×を回答してください。

確認問題回答

回答: ×

・給水管埋設深さについて (給水装置工事施行基準III-2-8より抜粋)

給水管の埋設深さは下表を標準とするが、道路部分にあっては**道路管理者の指示に従うものとする。**

| 区分 | 埋設深さ |
|---|-----------------|
| 公道(公道と同等又は公道に準ずる利用形態が認められる私道を含む。)内 | 道路管理者の指示 |
| 私道(上記に規定する利用形態の私道を除く。)内 | 60cm以上 |
| 宅地内(ただし、量水器及びその前後の配管部分は、各口径ごとの設置基準による。) | 30cm以上 |

11

回答は×となります。

道路区分によって埋設深さが異なります。

公道部分にあっては、道路管理者の指示によるものとし、宅地内にあっては30cm以上となります。

自主学習後に研修の受講報告をしていただきます。

その際、この確認問題の回答を報告していただきます。

「道路占用工事の適切な実施について」は以上となります。
受講お疲れ様でした。



千葉県営水道
マスコットキャラクター
「ポタリちゃん」

12